

ACUITY **LAW**

AI INSIGHTS

MAY 2023
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。

主要取扱分野は「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ、Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan および Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャリング
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税(GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトもしくは al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

今月の AL Insights は、弊社が 2023 年 5 月に発行した主要な法律・規制トピックに関する記事をまとめたものです。ご興味のある記事については、アクセスリンクをクリックして、詳細を御覧ください。

A. 破産倒産法 (INSOLVENCY LAWS)

1. 「admission」前の CIRP の不正開始に対する異議申し立ては可能 (Fraudulent initiation of CIRP can be challenged before 'admission')

2016 年破産倒産法第 65 条は、詐欺的または悪意を持った企業倒産処理の開始に法を悪用することを防ぐ役割を果たしています。しかしながら、第 65 条に「initiates」という用語が使用されていることから、同条の適用に関する不確実性が生じていました。Ashmeet Singh Bhatia v. Sundrm Consultants Pvt. Ltd. and Anr.において、会社法上訴審判所 (NCLAT) は、企業倒産処理プロセスの開始を求める申請が会社法審判所 (NCLT) に提出され、承認が保留されている場合であっても、第 65 条に基づく申請は可能であることを明確にしました。本記事では、NCLAT の判決について解説すると共に、我々の見解を述べています。

[Read more](#)

B. 紛争 (DISPUTES)

1. 正義、公平、法人格否認 (Justice, equity, and lifting of the corporate veil)

従来、インドの裁判所は、法人格否認の法理の適用は、詐欺に関わるケースや、法を逃れるために設立された会社に限定してきました。しかしながら、最近の Delhi Airport Metro Express Private Limited v. Delhi Metro Rail Corporation Limited において、デリー高等裁判所は、衡平法上の理由や正義の達成のためであれば法人格の否認を認めるとして、適用範囲を拡大しました。正義の達成には、法の執行と実行が含まれることが強調されています。本記事では、デリー高等裁判所の判決について解説すると共に、我々の見解を述べています。

[Read more](#)

2. 「理由」付裁定 ('Reasoning' the award)

インドの裁判所は、明確性を担保するため、裁定における理由付けの重要性を繰り返し強調しています。同様に、仲裁においても、理由付裁定により、不正や恣意性を防ぐことが期待されています。インド仲裁法は、仲裁廷には理由付裁定を下すことを要求していますが、当事者が相互にこれを放棄することも認めています。本記事では、インド仲裁法における理由付裁定の範囲について、考察しています。

[Read more](#)

3. 裁判管轄は仲裁「地」に拘束されない (Writ jurisdiction not bound by 'seat' of arbitration)

仲裁契約における裁判地条項の範囲は、しばしば論争的になっています。デリー高等裁判所の判決 (Durgapur Freight Terminal Pvt. Ltd. & Anr. v. Union of India Ministry of Railways & Ors.) において、裁判所は、契約書に記載された所在地・裁判地が、令状裁判所の所在地も決定することになるのか、という問題について審議しました。本記事では、デリー高等裁判所の判決を踏まえ、裁判所の法定管轄権に対する関連条項の影響について、解説しています。

[Read more](#)

4. 捺印の不十分な契約と仲裁の敗北！ (Insufficiently stamped agreement and the defeat of arbitration!)

インド最高裁判所は、NN Global Mercantile Pvt. Ltd. v. Indo Unique Flame Ltd. & Ors. において、捺印法の要件と仲裁合意の有効性との相互関係について取り扱いました。当該判決は、仲裁の付託前段階における司法介入の可能性を拡大するものとなりました。本記事では、判決について解説すると共に、我々の見解を述べています。

[Read more](#)

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganpatrao Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in